



# 山形県公報

令和8年2月6日(金)  
第677号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定の更新	（産業創造振興課）	…48
○県営土地改良事業に係る換地処分	（最上総合支庁農村整備課）	…同
○民有保安林の指定施業要件の変更の予定	（森林ノミクス推進課）	…同
○道路の区域の変更	（最上総合支庁建設総務課）	…同
○同	（同）	…49
○同	（同）	…同
○同	（同）	…同
○事業の認定	（県土利用政策課）	…50
○都市計画事業の変更の認可の告示	（下水道課）	…51
○同	（同）	…52
○同	（同）	…同
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防・災害対策課）	…同
○同	（同）	…53
○同	（同）	…同
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（同）	…同
○同	（同）	…54
○同	（同）	…同
○土砂災害警戒区域の指定	（同）	…同
○同	（同）	…55
○同	（同）	…同
○同	（同）	…同
○同	（同）	…56
○土砂災害特別警戒区域の指定	（同）	…同
○同	（同）	…57
○同	（同）	…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会2月定例会の招集	…同
-------------------	----

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）における選挙人名簿登録の基準日	…58
-------------------------------------	-----

### 公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請	（農業経営・所得向上推進課）	…同
--------------------	----------------	----

告 示

山形県告示第58号

計量法（平成4年法律第51号）第28条の2及び第121条第2項において準用する第28条の2の規定により、指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を次のとおり更新した。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の名称	所在地	更新年月日
一般社団法人山形県計量協会	山形市松栄二丁目2番1号	令和8年2月5日

山形県告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営高壇地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））に係る換地処分をした。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市大字本合海字トコロ沢1619番2から		旧	0.0メートル	1,884
同 本合海95番1まで			0.0	
同	上	新	73.5メートル	同上
			10.0	

山形県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。  
 令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡戸沢村大字古口字真柄2117番1から		旧	0.0メートル	0
同 蔵岡字矢筈3011番50まで			0.0	
同	上	新	114.0メートル	3,857
			8.5	

山形県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。  
 令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄鮭川戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡戸沢村大字古口字真柄2119番2から		旧	0.0メートル	0
同 3000番5まで			0.0	
同	上	新	30.0メートル	448
			12.5	

山形県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和8年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。  
 令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄長沢尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
新庄市大字福田字八幡原199番2から 同 本合海字幸地1107番137まで		旧	0.0メートル	0
			0.0	
同	上	新	73.5メートル	7,920
			10.0	

**山形県告示第65号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 起業者の名称

遊佐町

2 事業の種類

「史跡小山崎遺跡」整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 飽海郡遊佐町吹浦字七曲堰東及び字柴燈林地内並びに同町直世字船森地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性

「史跡小山崎遺跡」整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業を遊佐町総合発展計画（第8次振興計画）及び第2次遊佐町教育振興基本計画の中に位置付け、また、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益

現在の「史跡小山崎遺跡」は、保存に必要な史跡範囲が明示できていないこと、遺構への影響等を考慮した周遊導線が整備されていないこと等の問題があり、史跡の損傷を防ぐための対策が不十分な状態である。また、史跡の価値に触れる機会が損なわれていることにより、郷土教育への活用、地域協働による保存活動及び観光資源としての活用ができていない状況である。

本件事業により史跡範囲の明示及び導線の整備が実施されることで、史跡の保護及び価値発信が図られ、郷土教育の充実、地域活動の活性化及び観光振興が期待される。

以上により、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に定める対象事業には該当しない。

起業地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）において指定される希少な野生動植物について、複数の棲息が確認されている。しかし、本件事業の実施に係る起業者による環境省への意見照会では、指定動植物が多く棲息するエリアは保全予定であること、それ以外のエリアにおける整備内容が棲息を脅かす規模でないことから、影響は軽微との回答であった。

起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に基づき指定を受けた文化財が存在するが、同法第125条第1項に基づく現状変更許可申請を起業者から文化庁に対して行う予定である。また、本件事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、事業等の目的及び内容が適正か調査を受けたうえで、文化庁長官から補助金の交付の決定がなされているものである。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性

本件事業は、令和2年に文化財保護法第109条第1項に基づき指定を受けた小山崎遺跡について、その指定地内外の用地を取得し、史跡の保存、整備及び活用を行うものである。

起業地は、史跡の適切かつ確実な保存管理及び整備活用のため、指定地内全域を選定している。また、指定地外の起業地はエントランスエリアを整備することとし、史跡からの距離、駐車スペース確保のための面積、交通の利便性、便益施設整備のための上下水道の給排水、騒音等の環境面及び造成工事費等の経済性により、申請案を含む3案について候補地の検討を行っている。

申請案は、他案と比較して、既設大型車両駐車場と隣接しており利便性が高く、整備費用を抑えられることから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案して、最も適切であると認められる。

以上により、イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められ、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

##### イ 事業を早期に施行する必要性

4(3)イにおいて述べたように、史跡保護に必要な整備が不十分な状態であることから、史跡の価値を損なうことなく将来に継承していくために、早期に対策を講じ、恒久的に保護する必要がある。

以上により、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### ロ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

#### 5 起業地を表示する図面の縦覧場所

遊佐町教育委員会教育課文化係（遊佐町防災センター）

#### 山形県告示第66号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
- (2) 名称 最上川流域下水道（山形処理区）

#### 2 施行者の名称

山形県

#### 3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

#### 4 事業地の所在

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

#### 5 告示年月日及び番号

令和8年1月29日 東北地方整備局告示第8号

**山形県告示第67号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画、大石田都市計画及び山形広域都市計画下水道事業

(2) 名称 最上川流域下水道（村山処理区）

2 施行者の名称

山形県

3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

令和8年1月29日 東北地方整備局告示第9号

**山形県告示第68号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 余目都市計画、鶴岡都市計画、三川都市計画及び酒田都市計画下水道事業

(2) 名称 最上川下流流域下水道

2 施行者の名称

山形県

3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

令和8年1月29日 東北地方整備局告示第10号

**山形県告示第69号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桑山沢	別紙図面のとおり	土石流
台山沢	別紙図面のとおり	土石流

上新田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
-----	----------	---------

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第70号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
亀岡沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに高島町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第71号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高岡	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第72号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桑山沢	別紙図面のとおり	土石流
台山沢	別紙図面のとおり	土石流
上新田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第73号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
亀岡沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに高島町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第74号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高岡	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第75号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桑山沢	別紙図面のとおりに	土石流
台山沢	別紙図面のとおりに	土石流
下町沢－3	別紙図面のとおりに	土石流
下町沢－4	別紙図面のとおりに	土石流
成島沢－3	別紙図面のとおりに	土石流
上新田	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
口田沢	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

成島	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
----	----------	---------

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第76号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
亀岡沢	別紙図面のとおり	土石流
田沢2	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに高畠町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第77号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
森	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに長井市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第78号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮の台-2	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに小国町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第79号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
稲荷山－1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
稲荷山－2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
稲荷山－3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
中善寺平－1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
高岡	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第80号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桑山沢	別紙図面のとおりに	土石流
台山沢	別紙図面のとおりに	土石流
下町沢－3	別紙図面のとおりに	土石流
下町沢－4	別紙図面のとおりに	土石流
上新田	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
口田沢	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
成島	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第81号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
森	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに長井市役所において縦覧に供する。

**山形県告示第82号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
稲荷山－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
稲荷山－3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中善寺平－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高岡	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第1号**

山形県教育委員会2月定例会を次のとおり招集した。

令和8年2月6日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

- 1 招集の日時 令和8年2月9日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県立夜間中学設置基本計画の策定について
  - (2) 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、令和8年3月1日執行予定の山形県議会議員補欠選挙（上山市選挙区）における選挙人名簿の登録の基準日を次のように定めた。

令和8年2月6日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

登録の基準日 令和8年2月19日

### 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年2月6日

山形県知事 吉村美栄子

#### 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
鶴岡市羽黒町川代字八森248番	田	1,680
鶴岡市羽黒町川代字八森249番1	田	1,351
鶴岡市羽黒町川代字八森261番1	田	279
鶴岡市羽黒町川代字八森266番1	田	597

#### 2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

#### 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

#### 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年5月	5年	97,675円

#### 5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年2月20日までに意見書を提出することができる。

##### (1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
  - ホ 意見の趣旨及びその理由
  - ヘ その他参考となるべき事項
- (2) 意見書の提出先
- 山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

令和8年2月6日印刷  
令和8年2月6日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県